

令和5年度・令和6年度
小山広域保健衛生
組合入札参加者資格
審査の申請について

▼受付期間 11月7日(月)～25日(金)【必着】

▼提出方法 郵送(郵便書留)

小山広域保健衛生組合管内市町に本社または支店等を有する方は持参による提出もできます。(土日祝日を除く)

▼提出先

〒323-0043

栃木県小山市大字塩沢6

04番地

小山広域保健衛生組合

建設政策課 政策係 宛

▼申請書類及び申請要領の入手方法

申請書は小山広域保健衛生組合建設政策課窓口または小山広域保健衛生組合のホームページで入手できます。



▼問い合わせ先

小山広域保健衛生組合

建設政策課 政策係

☎02665(22)3228

宇都宮税務署からのお知らせ

消費税のインボイス制度が令和5年10月から始まります

インボイス制度とは？

制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です！

・インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。

・免税事業者も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。

・登録を受けるかどうかは事業者の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。



『タックスアンサー(よくある質問)』がリニューアル

国税庁ホームページの「タックスアンサー(よくある税の質問)」がリニューアルされ、さまざまな検索方法で、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

税に関する質問は、ぜひ、「タックスアンサー(よくある税の質問)」をご利用ください。

土日、夜間でもご利用いただけます。



「令和4年分決算説明会のご案内」

税務署では、事業所得(営業・農業)及び不動産所得を有する方を対象に、収支内訳書及び決算書の作成方法やその作成に当たっての注意点などについて、12月5日(月)より説明会を開催します。

なお、各説明会では令和5年10月から始まる消費税インボイス制度の説明も併せて実施します。

詳しい開催日、会場等については、国税庁ホームページをご覧ください。



11月11日から17日は「税を考える週間」

国税庁では、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、集中的に様々な情報を提供し、国民の皆様には税の役割などについて考えていただくほか、納税者の方からの税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会として設けています。

国税庁ホームページでは、「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組を発信しています。

是非この機会に、税について考えてみてはいかがでしょうか。



▶問い合わせ先=宇都宮税務署 ☎028(621)2151

町からの情報は
下のSNSからも
発信しているよ



▼LINE



▼Facebook



▼Twitter



▼Instagram



※通信費は、利用者の負担となります。

▶問い合わせ先＝
企画課 情報広報係
☎569117

こころの相談

「眠れない」「人間関係に悩んでいる」など、こころの悩みに関する相談に応じます。

開催日＝11月27日(日)
12月23日(金)
相談時間＝午前9時～午後0時20分
(1人あたり約1時間)
場所＝上三川いきいきプラザ
共用相談室
相談員＝カウンセラー
申込期間(予約制)
＝相談の1週間前まで(土日祝日は除く)
費用＝無料
問い合わせ先＝
健康福祉課 成人健康係
☎569133

法律相談

日時＝11月20日(日)
午前10時～午後1時
(1人あたり20分)
場所＝上三川いきいきプラザ
共用相談室
相談員＝栃木県弁護士会弁護士
申込期間(先着6名・予約制)
＝11月1日(火)～17日(木)
費用＝無料
問い合わせ先＝
健康福祉課 福祉人権係
☎569128

心配ごと相談

日常生活上に生じる心配ごと、困りごとにかかわる相談に応じます。

日時＝第2・第4水曜日
(午前9時～正午(祝日を除く))
場所＝上三川いきいきプラザ
共用相談室
問い合わせ先＝
上三川町社会福祉協議会
☎563166

隣保相談

地域住民の生活上の相談、人権にかかわる相談に応じます。

日時＝11月12日(土)
午前10時～正午
場所＝東館南集会所
問い合わせ先＝
健康福祉課 福祉人権係
☎569128

【とちぎ救急医療電話相談】

大人(15歳以上)の救急電話相談
#7111 又は ☎028-623-3344 【月～金曜日】午後6時～午後10時
【土・日・祝休日】午後4時～午後10時

【とちぎ子ども救急電話相談】

お子さんが急な病気やけがで心配なとき…
#8000 又は ☎028-600-0099
【月～土曜日】午後6時～翌朝8時
【日・祝日】午前8時～翌朝8時(24時間)



夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所

- 受付は、原則終了時間の15分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 夜間休日急患診療所は内科医等が小児科の診療を担当することがありますので、事前に電話をしてから来院してください。

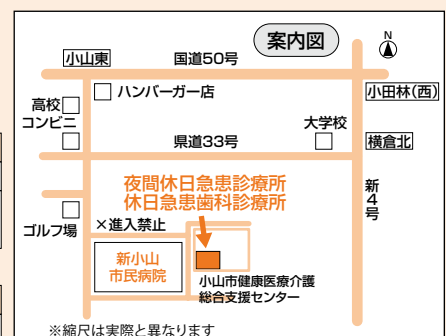
夜間休日急患診療所 (☎0285-39-8880)

診療日	診療科目	診療時間(昼間)	診療時間(夜間)
月～土曜日	内科・小児科		午後7時～午後10時
休日	内科・小児科	午前10時～正午 午後1時～午後5時	午後6時～午後9時

休日急患歯科診療所 (☎0285-39-8881)

診療日	診療時間
休日	午前10時～正午 午後1時～午後4時

※休日:日曜・祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日) 場所＝小山市神鳥谷2251-7(小山市健康医療介護総合支援センター内)



※縮尺は実際と異なります

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館または、イベントの中止や内容を変更することがありますのでご理解願います。